

特定通信・放送開発事業実施円滑化法

(平成二年六月十九日法律第二十五号)

(目的)

第一条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送事業分野」とは、電気通信業又は放送業(有線放送業を含む。以下同じ。)に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行つよう構成されたものをいう。)の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

2 この法律において「特定通信・放送開発事業」とは、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業をいう。

3 この法律において「通信・放送新規事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業であつて、新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与するものをいう。

4 この法律において「地域通信・放送開発事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、電気通信の高度化が進展していないため社会経済の情報化に即応した諸活動の円滑な実施に支障を生じている地域において行われる電気通信の高度化に資する事業であつて、当該地域における通信・放送事業分野の現状等から見て、当該事業を行うことが当該地域における情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に寄与するものをいう。

5 この法律において「通信・放送共同開発事業」とは、新たな通信・放送事業分野の開拓のために行つ次に掲げる事業(高度な電気通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための構造及び設備を有する施設の整備を行う事業であつて次の各号の事業と一体的に行われるものを含む。)をいう。

- 一 高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業
- 二 高度な電気通信技術の企業化のために必要な需要の開拓の事業

(実施指針)

第三条 総務大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針(以下「実施指針」という。)を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業につきそれぞれ定めなければならない。

2 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項
 - 二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項
 - 三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項
 - 四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、地域通信・放送開発事業

に係る実施指針においては、当該事業が行われるべき地域に関する事項について定めるものとする。

4 実施指針は、通信・放送事業分野に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。

5 総務大臣は、経済事業の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

6 総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

7 総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 通信・放送新規事業又は通信・放送共同開発事業を実施しようとする者(これらの事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定通信・放送開発事業の内容
 - 二 特定通信・放送開発事業の実施に必要な設備その他特定通信・放送開発事業の実施方法
 - 三 特定通信・放送開発事業の実施時期
 - 四 特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が実施指針に照らし適切なるものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 総務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、関係

行政機関の長に協議しなければならない。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定通信・放送開業事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて特定通信・放送開業事業を実施してないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機構の業務の特例)

第六条 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)(第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う)。

一 認定計画に係る特定通信・放送開業事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(第二条第一項に規定する短期社債を除く。))及び当該資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

二 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

四 郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開業事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

五 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、通信・放送新規事業の内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第三号の助成金の交付の決定をしてはならない。

3 機構は、地域通信・放送開業事業の実施地域、内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、第一項第四号の利子補給金の支給の決定をしてはならない。

(機構法の適用)

第七条 前条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは、「両出資業務」と、同条第四項中「同項第六号」とあるのは、「両出資業務(同項第六号)と、「研究開発出資業務」という。」「とあるのは、「研究開発出資業務」という。)(又は特定通信・放送開業事業実施円滑化法(以下「通信・放送開業法」という。)(第六条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))をいう。以下同じ。))と、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務又は」とあるのは、「両出資業務又は両債務保証等業務」と、「に係る」とあるのは、「又は通信・放送開業法第六条第一項第一号若しくは第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))をいう。以下同じ。)(に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは、「両出資業務又は両債務保証等業務」と、機構法第二十八条の第二項中「の一部」とあるのは、「又は通信・放送開業法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務(債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定を除く。)(の一部」と、機構法第二十九条の第二項中「研究開発債務保証業務」とあるのは、「研究開発債務保証業務及び通信・放送開業法第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは、「研究開発出資業務等(研究開発出資業務及び通信・放送開業法第六条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))をいう。以下同じ。))

又は研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務並びに通信・放送開業法第六条第一項第一号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))をいう。以下同じ。))と、機構法第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは、「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」とあるのは、「研究開発出資業務等に係る経理並びに研究開発債務保証業務等並びに通信・放送開業法第六条第一項第三号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは、「この法律及び通信・放送開業法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は通信・放送開業法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))とあるのは、「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は両債務保証等業務に係るものを除く。)(第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)(第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等に係るものを除く。))と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは、「の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(通信・放送開業法第六条第一項に規定する業務に係るものを除く。)(と、同項第二号中「部分」とあるのは、「部分(通信・放送開業法第六条第一項に規定する業務に係る部分を除く。))と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは、「第二十八条第一項及び通信・放送開業法第六条第一項」とする。

(新株の引受権の付与の特例)

第八条 認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式

会社（以下「認定会社」という。）が、認定計画に従って当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する。

（資金の確保等）

第九条 政府は、特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 政府は、特定通信・放送開発の実施の円滑化に資するため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 郵政大臣（第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣は、同項に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。）

（報告の徴収）

第十条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施状況について報告を求めるところができる。

（罰則）

第十一条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

に対する同項の刑を科する。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二年六月二十九日法律第六五号）抄
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成三年四月二日法律第二七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年四月二日法律第三四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年六月一四日法律第六三三号）抄
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年六月七日法律第六三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年三月三一日法律第二二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月一八日法律第三六六号）抄
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年五月二一日法律第五六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第八条から第十一条までの規定 平成十年四月一日

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正に伴う経過措置）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成七年四月二二日法律第七七号）抄

附則（平成七年四月二二日法律第七七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年一月一日法律第一二八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年六月七日法律第六三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年三月三一日法律第二二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月一八日法律第三六六号）抄
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年五月二一日法律第五六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第八条から第十一条までの規定 平成十年四月一日

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正に伴う経過措置）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七二二号）抄
（施行期日）
第一条（平成七年四月二二日法律第七二二号）抄

附則（平成七年四月二二日法律第七二二号）抄
（施行期日）

係るものに限る。)に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社については、前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条から第十一条まで、第十四条(第一項第四号を除く。)及び第十五条の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、前条の規定による改正前の通信・放送開発法第十条及び第十一条中「郵政省令」とあるのは、「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは、「総務大臣」と、「郵政省に」とあるのは、「総務省に」とする。

2 前項の場合における前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条第一項の決議は、商法第二百十條ノ二第二項第三号に定める場合における同項の決議があつた場合において、その決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡してないものがあるときは、することができない。

3 第一項の場合における商法第二百十條ノ二第五項、前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八条第一項及び前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条第三項の規定の適用については、商法第二百十條ノ二第五項中「第二百十條ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」とあるのは、「第二百十條ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ発行サレザルモノ」と、前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八条第一項中「十分ノ一」とあるのは、「ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一」と、「五分ノ一」とあるのは、「及商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八条第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ発行サレザルモノ」と、前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条第三項中「と合わせて」とあるのは、「及び商法第二百八

十條ノ十九第二項ノ決議により定められた新株ノ引受権ノ目的たる株式であつて発行されていないものノ数と合わせ」とする。

附則 (平成二一年二月二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成二二年四月二日法律第四五号)

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二三年六月二七日法律第七五号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二三年六月二九日法律第八〇号)

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條ノ二第二項第三号」とあるのは、「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号)附則第

三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法(商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。)第二百十條ノ二第二項第三号」と、「同法第二百十條ノ十九第一項」とあるのは、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條ノ十九第一項」と、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百十條ノ二第四項及び商法第二百十條ノ十九第三項」と、「同条第二項中「商法第二百十條ノ二第二項又は第二百十條ノ十九第二項」とあるのは、「旧商法第二百十條ノ二第二項又は商法第二百十條ノ十九第二項」とする。

(旧通信・放送開発法の一部改正)

第六十二条 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法次条において「旧通信・放送開発法」という。)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「額面無額面の別、」を削り、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十四項」に、「第六十七条第一項」を「第二条第十一項」に改める。
第九条第一項中「及び端株券」を削る。

(旧通信・放送開発法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 旧通信・放送開発法第八条第二項に規定する定款の定めをした認定会社がこの法律の施行前に発行している端株券への当該定款の定めをした旨の記載に関しては、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(商法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十二条 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項を削る。
附則第十一条第二項中「第二百十條ノ二第四項及び」を

削り、「並びに」を「及び」に、「ト併せて」を「ノ数ト併せて」に、「並二」を「及」に、「ト併せて発行済株式ノ総数ノ十分ノ一」を「ノ数ト併せて発行済株式ノ総数ノ十分ノ一」に改め、「及び同法第二百十條ノ二第二項第三号に定める場合における同項の決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡してないもの」を削る。

(商法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七十三條 旧商法第二百十條ノ二第二項(商法等改正法附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の決議をした株式会社についての前條の規定による改正後の商法の一部を改正する法律附則第十一條第二項の規定の適用については、同項中「商法第二百十條ノ十九第三項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九號)附則第十三條の規定により読み替へて適用される商法第二百十條ノ十九第三項」と、「及商法の一部を改正する法律」とあるのは「並二商法の一部を改正する法律」と、「第八條第一項中」とあるのは「第八條第一項中「同條第三項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九號)附則第十三條の規定により読み替へて適用される商法第二百十條ノ十九第三項」と、「及び商法」とあるのは「並びに商法」と、「の數と合せて」とあるのは「及び商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九號)第一條の規定による改正前の商法第二百十條ノ二(商法等の一部を改正する等の法律附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)(第二項第三号に定める場合における同項の決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡してないもの數と合せて」とする。
2 この法律の施行前に招集の手續が開始された直前決算期に関する定時總會においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前條の規定による改正前の商法の一部を改正する法律附則第十一條第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

同項中「における商法第二百十條ノ二第四項及び第二百十條ノ十九第三項」とあるのは「における商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九號)附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法(商法等の一部を改正する等の法律附則第二條に規定する旧商法をいう。以下同じ。)(第二百十條ノ二第四項及び商法第二百十條ノ十九第三項」と、「前條の規定による改正後の通信・放送開業法第八條第一項並びに」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う關係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第七十九號)第六十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第六十條の規定による改正前の特定通信・放送開業法(以下「旧通信・放送開業法」という。)(第八條第一項並びに」と、「商法第二百十條ノ二第四項及び第二百十條ノ十九第三項中」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第四項及び商法第二百十條ノ十九第三項中」と、「前條の規定による改正後の通信・放送開業法第八條第一項中」とあるのは「旧通信・放送開業法第八條第一項中」と、「同法第二百十條ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九號)第一條の規定による改正前の商法第二百十條ノ二(商法等の一部を改正する等の法律附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)(第二項第三号」とする。

附則

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

特定通信・放送開発事業の実施に関する指針

(平成二年十月一日 郵政省告示第六百十六号)

特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第三条第一項の規定に基づき、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき公表する。

特定通信・放送開発事業の実施に関する指針

一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項

(一) 社会経済の情報化の進展

今日、社会経済のあらゆる分野において、情報をいかに有効に活用するかが重要となっており、情報化の進展は目覚ましい。情報の役割の重要性の増大に伴って、今後も情報化は発展していくものと見込まれる。

経済活動においては、産業構造の高度化、消費者の需要の多様化・高度化に的確に対応するため、生産現場、流通段階、消費市場との間における迅速かつ効率的な情報の流通が必要となっている。

家庭生活においては、豊かで快適な生活を求めるライフスタイルの変化に伴い、多様な情報の需要に的確に対応した情報の流通システムの実現が望まれている。

また、地域社会においては、電気通信の高度化が進展していないため地域の経済活動に支障を来す等の問題が生じており、地域における情報の流通及び各地域間における情報の流通を促進することが課題となっている。

(二) 「電気通信による情報の円滑な流通」

「情報の流通」には、電話、テレビジョン放送等の電気通信による情報の流通と、郵便、新聞等の電気通信以外の手段による情報の流通とがあるがこのうち電気通信は、大量の情報を瞬時に伝送できるという特質を持ち、

情報化の進展する今日、高度かつ多様な情報の流通を担う重要な手段となっている。

また、電気通信技術は今後ますます進歩するものと考えられ、より高度な技術を用いた新しい電気通信役務の開発・提供により、従来は技術的又はコスト的に困難であった情報の流通が新たに可能となり、また、従来の情報の流通をより効率化することができる。

したがって、電気通信は、より高度かつ多様な情報の流通の実現を通じて、情報の円滑な流通の促進に大きく寄与するものである。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「法」という。)は、第一条に規定するよう、「電気通信による情報の円滑な流通の促進」の観点から、先端的技術や斬新な発想により新しい情報の流通の創出や情報の流通の改善につながる「通信・放送新規事業」、電気通信の高度化を通じて地域における情報の流通を促進する「地域通信・放送開発事業」、研究開発の成果である高度な電気通信技術を情報の流通に結びつける通信・放送共同開発事業」を選択し、これらの事業を支援することにより、「我が国における情報化の均衡ある発展」に資することを目的としている。これらの事業について、事業者が自らの知識及び企画力を生かし、その創意工夫及び活力により事業を行って行くことを期待するものである。

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

(一) 通信・放送新規事業

法第二条第三項に規定する「通信・放送新規事業」とは、法第二条第一項に規定する「通信・放送事業分野」に属する事業のうち、次のア又はイの事業をいう。

ア 「新たな役務を提供する事業」
「新たな役務」とは、従来は提供されていなかった役務又は従来から提供されている役務であってもその利用価値が著しく向上し実質的に新しい役務と同視し得るものが該当する。電気通信の観点から、通

常の利用関係において又は社会通念により、新たな役務」と判断されることが必要である。

イ 「新技术を用いて役務の提供の方式を改善する事業」

「新技术を用いて」とは、いまだ企業化されていない技術(技術上又は経営上のノウハウを含む。以下同じ。)を用いること、又は既に企業化されている技術を、従来それを適用して提供していた役務とは通常の利用関係において若しくは社会通念により著しく異なる役務の提供に適用することをいう。

「役務の提供の方式を改善する」とは、電気通信の観点から、役務の価格の著しい低下や質の著しい向上をもたらすことをいう。

ウ 「情報の円滑な流通の促進に寄与するもの」

これまで、必ずしも流通していなかった情報を新たに電気通信を利用して流通させたり、電気通信を利用して行われている情報の流通を質的、量的に改善してより効率的なものとなったり、従来は電気通信によるなかつた情報の流通を電気通信を利用することによってより効率的に行うことにより、情報の円滑な流通の促進が図られることを想定している。

(二) 地域通信・放送開発事業

ア 事業が行われるべき地域

法第三条第三項に規定する「地域通信・放送開発事業が行われるべき地域」は、平成二年九月一日における次に掲げる区域以外の地域とする。

(ア) 東京都の特別区

(イ) 大阪府

(ウ) 名古屋市旧市街地(平成二年九月一日において首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域をいう。)

イ 「電気通信の高度化に資する事業」

法第四条第四項に規定する「地域通信・放送開発

事業」は、通信・放送事業分野に属する事業のうち、地域での電気通信の高度化に資する事業である。当該事業を行うことが事業を行う地域の総体としての電気通信の高度化、ひいては、情報の円滑な流通の促進に寄与するような事業であることが必要である。これまで当該地域では利用できなかった役務を提供する事業であつて、地域的なレベルでの技術的な新規性のある事業が該当する。

(三)通信・放送共同開発事業

ア 「新たな通信・放送事業分野の開拓のために行つた法第二条第五項に規定する「通信・放送共同開発事業」は、新たな通信・放送事業分野の開拓のために行われることが必要である。

通信・放送新規事業では、現実に役務として提供

するに至る事業を対象としているが、通信・放送共同開発事業では、役務の提供にまで至らない事業であつてもその対象としている。

イ 「高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業」

「高度な電気通信技術」とは、電気通信を行うために必要とされる技術で、技術革新に即応したいわゆる先端技術をいう。当該技術が利用できるようになれば情報の流通に大きな効果をもたらす可能性が高いと考えられるもので、その技術の企業化に高いリスク、多額の費用を伴つたため単独の企業ではできないものを想定している。「企業化」は、このような技術を現実の役務に結びつけるものであり、研究開発からいわゆる商用への橋渡しを意味する。

ウ 「高度な電気通信技術の企業化のために必要な需要の開拓の事業」

「需要の開拓」とは、企業化の対象である技術について、その実用化に関する潜在・顕在の需要を掘り起こし拡大していくことを意味し、当該技術を用いた事業の市場情報の収集・分析を行つたり、周知・啓発を行う活動が対象となる。

工 「高度な電気通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための構造及び設備を有する施設の整備を行う事業」

企業化を行う上で必要な設備等を共同で効率的に利用できる機能を備えた施設を意味する。例えば間仕切り、配線について容易に変更ができるなどの構造を備え、企業化の事業に必要な電気通信設備等を備えているということが必要である。

企業化の事業又は需要の開拓の事業と一体的に行われる必要があるが、主体は同一である必要はない。

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

(一)特定通信・放送開発事業全体

ア 経営方針の策定等
あらかじめ基本的な経営方針を策定することとし、状況の変化に応じて随時当該方針の見直しを図ること。また、おおむね5年間程度の事業計画を作成し、事業展開の方向について誤りのないよう留意すること。

イ 資金調達上の留意点

市場動向についての十分な予測を行った上で、事業規模及び事業の性質等に対応した適切な資金計画を立案すること。実施に必要な資金の調達及び返済の計画を、資金の使途、期間、調達費用、収支見込み、資本の規模等を勘案して作成し、この計画に従つて、各種の資金調達手段を有効かつ適切に利用して資金調達を行うこと。

なお、法に基づく出資制度の利用は民間出資の呼び水として特に必要な場合に限ること。

ウ その他実施体制における留意点

事業の性質等に対応した適切な人的体制及び物的資源を確保することにより、効率的な実施体制を整備するとともに、不正及び過誤の防止並びに適切性及び効率性の確保のための経営管理体制の確立に努めること。

設備投資については、事業内容及び市場動向に合った適正規模の維持に努めることとし、過剰な投資による経営破綻を生じないよう留意すること。

(二)通信・放送新規事業

当該事業の需要について、市場の将来動向についての見通しを合理的に立てるとともに需要の動向の把握に努め、市場の確保のための確な対応をとること。また、当該事業を実施していく上で必要な人的体制については、法に基づく新株発行に係る株主総会決議の特例の活用等により、当該事業の実施に必要な人材を確保するとともに、当該人材を活用するための適切な事業実施体制の確立に努めること。

(三)地域通信・放送開発事業

事業の実施の準備として地域の情報化ニーズを充足するための市場調査を十分に行い、地域住民、地場企業等の需要についての確に把握すること。また、事業を実施しようとする地域の自然環境、社会及び経済状況に対応し、地域特性を生かした事業展開に努めること。

(四)通信・放送共同開発事業

企業化の事業においては、共同する企業等がその役割分担を明らかにしつつ事業を進めること。それぞれの企業等が有する技術、ノウハウ、資金等を活用できる協力体制が必要である。

また、潜在・顕在の需要の調査及び発掘を行い、市場規模の拡大と新たな市場の創出に努めること。

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(一)特定通信・放送開発事業全体

利用者との関係においては、中小企業、過疎地域の住民や障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるものをめざすよう努めること。

役務内容においては、情報の円滑な流通の促進の観点から、国民生活の向上又は産業活動の効率化に資するものをめざすよう努めること。地域社会の健全な発展の観点から、情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に資するものをめざすよう努めること。

特段の理由がない限り、国際的な取決め及び標準方式を採用すること。また、国際電気通信連合等の国際機関での検討状況も勘案するよう努めること。

外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に取り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。

事業に必要な設備の設置については、周辺環境との調和に努めることが望まれる。また、道路に特定通信・放送開発事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。

(二)通信・放送新規事業

事業についてのアイデアを広く収集し、その積極的活用を努めるとともに、様々な技術を情報の円滑な流通の促進の観点から通信・放送事業分野に応用できるか検討に努めること。

(三)地域通信・放送開発事業

事業を実施しようとする地域の発展方向に留意し、当該発展方向と調和の取れた事業展開をするよう配慮すること。

(四)通信・放送共同開発事業

企業化のための事業場としての施設については適正な運営を行うこと。また、外国の企業等から共同して企業化を行いたいという申し出がある場合には、内外無差別の原則を尊重して、共同するよう努めること。